

令和4年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年11月25日（金）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	教育指導課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	54号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和4年第4回東京都北区議会定例会（条例関係））	承認
2	55号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認

令和4年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年11月25日（金）13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和4年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>はじめに、日程第1、第54号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和4年第4回東京都北区議会定例会（条例関係）」を議題に供します。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>第54号議案について、説明させていただきます。</p> <p>令和4年の職員給与の改定については、10月11日の特別区人事委員会勧告を受け、23区統一で労使交渉が行われ、給与改定を令和4年4月1日に遡り、特別給の支給月数については12月1日に実施することで、11月18日に妥結いたしました。</p> <p>まず、令和4年度特別区人事委員会勧告のポイントをご説明いたします。</p> <p>公民格差896円、0.24%を解消するため、初任給及び若年層の給与月額を引上げ、特別給の年間支給月数を0.1月引上げ、現行4.45月から4.55月、引上分は勤勉手当に割り振り、令和5年度から3月期末手当を廃止し、6月、12月期が均等になるよう配分を行います。</p> <p>この改正に伴い、速やかに給与条例の改正を行う必要があることから、現在開会中の令和4年第4回北区議会定例会に「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程することとなり、区長から意見聴取が来ておりますので、ご説明いたします。</p> <p>お手元の第54号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」の資料、12ページの説明欄をご覧ください。</p> <p>幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数の引上げ及び給料表の改定を行うほか、3月期の期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に配分する改正を行うため、条例改正を行うものです。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>ご説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第54号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第2、第55号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 第55号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

資料の1ページ、説明欄をご覧ください。

先ほどご説明いたしました、給与条例の改正に併せ、勤勉手当の支給月数を引き上げるため、この規則案を提出いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第55号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和4年第8回教育委員会臨時会を閉会いたします。